

令和8(2026)年5月1日から届出制度が始まります

日置市立地適正化計画に係る 届出制度のお知らせ

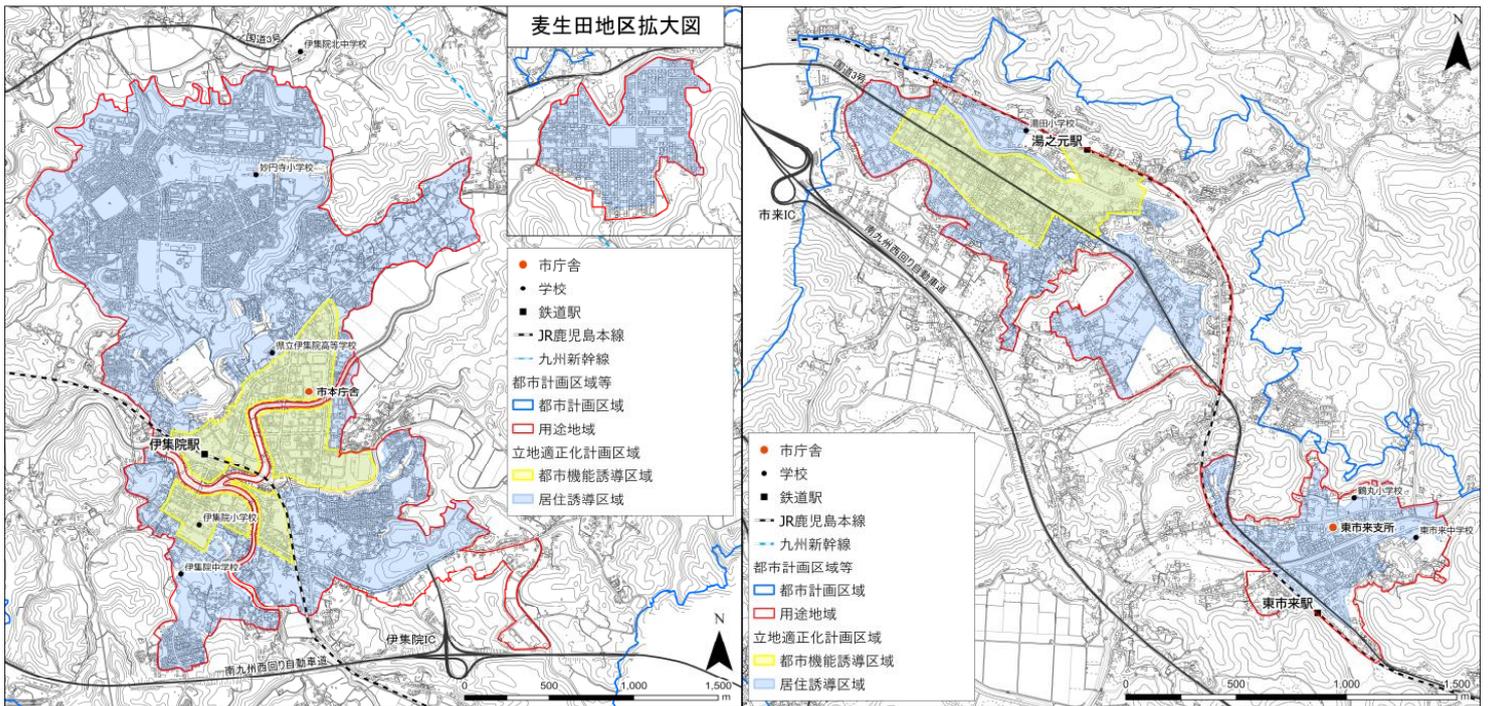
本市は、全国的な社会経済情勢の変化と同様に、人口減少や少子高齢化等の進行が予測されています。人口減少が進行すると、生活サービス施設(スーパー、病院等)の撤退や公共交通サービスの縮小による生活利便性の低下をはじめ、インフラ施設の維持管理コストの増大や地域コミュニティの衰退などが懸念されています。

このため、誰もが安心して暮らしていくために、生活環境の確保や持続可能な都市経営を目指し、本市の特性を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向けて、「日置市立地適正化計画」を策定し、令和8年5月1日より公表・運用を開始します。

立地適正化計画では、**居住誘導区域・都市機能誘導区域**を定め、計画的に誘導を図ることとなっています。このため、開発行為等がいつどこで行われているか、実態を把握するために、都市計画区域内の誘導区域の外で一定規模以上の開発や建築行為等を行う場合には、**行為着手の30日前までの届出が必要**となります。

※都市計画区域外については、届出の必要はありません。

<居住誘導区域・都市機能誘導区域>



▲伊集院地区

▲東市来地区

<各地区の誘導施設>

地区	病院 (病床 20 床以上)	介護・福祉 施設	子育て施設	公民館等	大規模小売 店舗 (店舗面積 1,000 ㎡ 以上)	銀行等
伊集院	●	●	●	●	●	●
東市来	●				●	●

※誘導施設:都市機能誘導区域内に維持・誘導を図る施設

<届出対象行為>

① 居住誘導区域外における届出

<p><開発行為></p> <p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>①の例示 3戸の開発行為 届出必要</p> <p>②の例示 1,300㎡で1戸の開発行為 届出必要</p> <p>800㎡で2戸の開発行為 届出不要</p>	<p><建築等行為></p> <p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>①の例示 3戸の建築行為 届出必要</p> <p>1戸の建築行為 届出不要</p> <p>②の例示 3戸にする建築行為 届出必要</p>
--	--

② 都市機能誘導区域外における届出

(例)大規模小売店舗(店舗面積1,000㎡以上)の新築等を行う場合

<p><開発行為></p> <p>・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</p> <p><建築等行為></p> <p>・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</p> <p>・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</p> <p>・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</p>	<p>都市計画区域内</p> <p>居住誘導区域</p> <p>都市機能誘導区域</p> <p>届出必要</p> <p>届出必要</p> <p>届出不要</p>
---	--

③ 都市機能誘導区域内における届出

(例)誘導施設を休廃止する場合

<p>・都市機能誘導区域内で設定されている誘導施設を休止・廃止しようとする場合</p>	<p>都市計画区域内</p> <p>居住誘導区域</p> <p>都市機能誘導区域</p> <p>届出不要</p> <p>届出不要</p> <p>届出必要</p> <p>休廃止</p> <p>休廃止</p> <p>休廃止</p>
---	---

【留意事項】

- ◆届出を怠った場合、または虚偽の届出をして開発行為・建築行為等を行った場合は、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◆居住誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第88条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

問い合わせ先

日置市 産業建設部 建設課 都市計画係

〒899-2501

鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960番地1

TEL 099-273-8871(直通)